

「令和 8 年 8 月千葉豪雨及び台風第 2 5 号 千葉県災害義援金」募集要綱

社会福祉法人千葉県共同募金会

1 趣旨

令和 8 年 8 月千葉豪雨及び台風第 2 5 号により、千葉県では浸水等により多数の家屋被害等が発生し、49 市町村において災害救助法が適用されました。

これを受けて千葉県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和 8 年 8 月千葉豪雨及び台風第 2 5 号 千葉県災害義援金

3 受付期間

令和 8 年 9 月 2 5 日（金）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

4 義援金の振込窓口について

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
千葉銀行	本店営業部	(普)3495585	社会福祉法人千葉県共同募金会
京葉銀行	本店営業部	(普)3286924	社会福祉法人千葉県共同募金会
千葉興業銀行	本店営業部	(普)1081550	社会福祉法人千葉県共同募金会
千葉信用金庫	千葉駅北口支店	(普)0702826	社会福祉法人千葉県共同募金会
各銀行本・支店間の窓口からの振込手数料は無料となります。			

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00180-5-605777	千葉県共募令和 8 年 8 月千葉豪雨 災害義援金
ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。		

***振込通知書の空欄に義援金の名称をご記入ください。**

***上記以外の銀行からの振込や、ＡＴＭ、インターネットバンキング 等を利用する場合の振込手数料は有料です。**

***ゆうちょ銀行の台風第 2 5 号に伴う口座は現在準備中です。近日中に開設を予定しております。**

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、千葉県へ送金し、千葉県が設置する災害義援金配分委員会を通じて、被災地の重傷者・全半壊等の被害を被った世帯に対し、見舞金として支給します。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「令和8年8月千葉豪雨及び台風第25号 千葉県災害義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要な事項を記入のうえ、本会へ送付してください。後日、領収書を送付いたします。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。

8 お問い合わせ

社会福祉法人千葉県共同募金会

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター4階

TEL 043-245-1721 / FAX 043-242-3338

E-mail c-kyoubo@akaihane-chiba.jp

附 則

この要綱は、令和8年8月21日から施行する。

この要綱は、令和8年9月25日から施行する。